

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

重要事項説明書

<令和8年1月1日現在>

1. 当事業所が提供するサービスについての説明及び相談窓口

担当者 小谷 直紀
電話番号 (0857) 37-5226
受付時間 午前9時～午後5時

2. 当事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

事業所名	グループホーム幸風
所在地	鳥取県岩美郡岩美町字浦富大字小堤434-25
介護保険 指定番号	3171100096

(2) 定員等

- ・ 定員 18名
- ・ 居室 一人室 18室
- ・ 浴室 一般浴槽
- ・ その他 食堂、居間、台所

(3) 職員体制

職 種	人 数	業 務 内 容
管理者	1名	事業所及び職員の管理
計画作成担当者	2名	ケアプラン作成等、兼務
介護職員	19名	介護業務（1F 5.0名 2F 5.1名） 計画作成担当者 2名兼務

3. サービスの内容

◇認知症対応型共同生活介護計画の作成

◇食 事 朝食 8時00分～ 8時30分

昼食 12時00分～12時30分

夕食 17時00分～17時30分

◇入浴 1週間に2回以上は入浴できます

◇洗濯 施設にておこないます

◇介護 (日常生活における援助)

◇レクリエーション

◇相談援助

◇機能訓練

介護サービス負担金 (1日あたり)

①介護保険一部負担金

◇要支援2 749円

◇要介護1 753円

◇要介護2 788円

◇要介護3 812円

◇要介護4 828円

◇要介護5 845円

◇初期加算 (入居日から30日以内) 30円

◇サービス提供体制強化加算 (Ⅲ) 6円

◇認知症専門ケア加算 (Ⅰ) 3円

◇認知症対応型入院時費用 246円

(1月あたり)

◇科学的介護推進体制加算 (1か月あたり) 40円

◇生産性向上体制加算 (Ⅱ) 10円

◇介護職員処遇改善加算 (Ⅲ) 上記算定した単位数の1000分の155

◇高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

◇身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

◇業務計画未策定減算 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

②介護保険対象外の負担金

◇共通経費	763円
◇水道光熱費	336円
◇家賃	1,000円
◇食材料費	1,250円
◇オムツ代	実費
◇理髪料金	実費
◇通院介助費【付き添い介助等（1時間当たり、1時間以内を含む）】	1,500円

③支払い方法等

◇毎月10日頃までに、明細を付して前月分の請求書を、発行しますので、その月の末日までにお支払下さい。

◇お支払方法は、引き落とし及び現金といたします。

4. 当事業所のサービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

「利用申込書」に必要事項をご記入下さい。

入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

(2) 退所手続

①入居者の都合で退居する場合

退居を希望する日の2週間前までにお申出下さい。

②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が他の介護保健施設に入所した場合
- ・ 介護保険付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）、又は要支援1と認定された場合

* この場合、所定の期間の経過をもって退居していただくことになります。

- ・ 入居者がお亡くなりになった場合

③その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、入居者やそのご家族に対して、社会通念を逸脱するような行為を行った場合、又は事業所が破産した場合、入居者は解約を通知することによって、即座に退居することができます。
- ・ 入居者が、サービス利用料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催促したにも関わらず、10日以内に支払のない場合、又は、入居者やそのご家族が、

事業所や事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、通知の上、退居していただく場合がございます。

- ・ 入居者の病状悪化等により、医療行為が必要になった場合。

5. 当事業所のサービスの特徴等

(1) 運営の方針

①認知症対応型共同生活介護計画に基づき、要介護者であって認知症の状態にある者（当該認知症に従って著しい精神症状を呈する者、及び認知症に伴って著しい行動異常がある者、並びにその者の認知症の原因となる患者が急性の状態にある者を除く。）について、共同生活住居（法第7条第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）

において、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように努めるものである。

- ① 入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ってサービスを提供するように努める。
- ③明るく、家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の介護保険施設、その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(2) 運営理念

私達は望む生活を支えるためにゆっくりとした関わり合いの中で個々のニーズをひきだしながら家族と協力し合いおいしい食事と住み良い環境を提供します。

私達は望む生活を支えるために1人の人間として相手の立場になって考え楽しく笑顔で安らげるような環境を提供します

(3) 利用にあたっての留意事項

<面会>

午前10時から午後5時までにお問い合わせいたします。

<外出・外泊>

事前にお申出下さい。

<飲酒・禁煙>

原則として禁止いたしております。

<火気の取扱い>

マッチ、ライター等の持ち込みはお断りいたします。

<設備・備品等の持ち込み>

原則として危険物以外は可能ですがその他についてはご相談いたします。

<金銭・貴重品の管理>

事前にご相談の上、必要最低限とさせていただきます。

<受診等>

かかりつけ医の判断によります。

<飲食物の持ち込み>

栄養管理・健康管理・食中毒防止等の観点から主食・副食に類するものは、一切禁止しております。

6. 緊急時の対応方法

入居者の心身の状況が急変した場合、その他必要な場合、事業所は、速やかに、入居者及びその申請者が指定する者、かかりつけの医師又は予め定めた協力医療機関等への連絡を取る等必要な措置を講じます。

一 協力医療機関

岩美町国民健康保険岩美病院

二 協力歯科医療機関

岩美町国民健康保険岩美病院

三 協力老人介護保険施設

いなば幸朋苑

7. 非常災害対策

非常災害に備えるため災害時事業継続計画、消防計画を作成し当該計画に基づく業務を行います。

- ① 非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備しそれらを定期的に従業員へ周知すること。
- ② 消防計画に基づいた避難訓練を定期的実施します。
- ③ 災害・消防設備、施設などの指針及び点検・整備を行います。
- ④ 事業所における非常災害のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底しています。
- ⑤ 従業員に対し、非常災害のための研修及び訓練を定期的実施します。

◇防火・防災設備 緊急連絡網、スプリンクラー、消火器、消火栓

◇防火・防災責任者 防火管理者 仲谷 研作

8. 感染対策

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 介護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 事業所の整備及び備品等について、衛生的な管理に務めます。
- ③ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底しています。
- ④ 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ⑤ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 虐待防止

事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 事業所はご利用者が成年後見人を利用できるよう支援を行います。
- ② 当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

10. 身体拘束

事業所は、ご利用者の身体拘束を適正に行うため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、身体拘束を適正に行うための研修を実施する等の措置を講じます。

- ① 身体拘束の適正化を図るため、委員会を設立し、責任者を設ける。
- ② 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

11. サービス内容に関する相談・苦情等

- ① 事業所は、入居者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、事業所のサービス又は設備等に関する入居者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。
- ② 事業所は、入居者が、苦情申し立て等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

事業所における苦情受付

受付担当者 谷口 亜希子

苦情解決責任者 有光 由佳

電話 (0857) 37-5226

FAX (0857) 37-5228

受付時間 午前9時～午後5時

③ 事業所以外に、各市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 岩美町介護保険担当窓口

TEL 0857-73-1333

FAX 0857-73-1344

- ・ 鳥取県社会福祉協議会

TEL 0857-59-6335

FAX 0857-59-6340

- ・ 鳥取県国民健康保険団体連合会

TEL 0857-20-3681

FAX 0857-29-6115

12. 終末期における指針

なるべく当グループホームでお世話をさせていただきますが、場合により対応が困難なことが考えられます。以下はとりあえずの対応できない状況ですが、他に関することはケースバイケースで検討いたします。

- ① 2ヶ月以上の入院が必要になったとき
- ② 入院中に当施設に戻れないと医師が判断したとき
- ③ 極度の暴言、暴力があり意思疎通が図れず24時間1対1の対応が必要となったとき
- ④ 口から食事が入らないようになったとき
- ⑤ 寝たきりの状態
- ⑥ 医療行為が必要になった時

13. 施設の概要

- ① 名称 グループホーム幸風
- ② 法人種別 株式会社 幸風
- ③ 代表者役職 代表取締役
- ④ 氏名 小谷 直紀
- ⑤ 所在地 鳥取県岩美郡岩美町字浦富大字小堤434-25
- ⑥ 電話番号 (0857) 37-5226

認知症対応型共同生活介護サービスの提供開始に当たり、入居者に対して契約書及び本書面について重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

<事業者>

所在地 鳥取県岩美郡岩美町大字浦富字小堤434-25

名称 グループホーム幸風

説明者 氏名

印

私は、契約書及び本書面により、認知症対応型共同生活介護サービスについての重要な事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

<利用者>

住所 〒

氏名

印

令和 年 月 日

<申請者> (家族等)

住所 〒

氏名

印

<代筆者>

住所 〒

氏名

印

<代筆理由>